

「日本版スチュワードシップ・コード」への対応方針について

三井住友海上企業年金基金

三井住友海上企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、「資産保有者としての機関投資家（アセットオーナー）」として、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「日本版スチュワードシップ・コード」という。）の受入れを表明していますが、2020年3月に改訂された本コードを踏まえて、このほど対応方針の更新を行いました。今後もスチュワードシップ責任を果たすため、国内上場株式の運用を委託する運用受託機関（以下、「運用機関」という。）に対して、「資産運用者としての機関投資家」として投資先企業との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、当基金・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを要請します。

コードの各原則にかかる当基金の方針は以下のとおりです。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用機関に対して、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れと、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮を含めたスチュワードシップ活動を行い、投資先企業の価値向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。また、運用機関の「日本版スチュワードシップ・コード」の諸原則への取組状況を定性的評価の一要素として考慮します。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、対応方針を策定し、これを公表するとともに遵守することを求めます。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる方針を定め、当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための行動について、当基金へ定期的に報告することを求めます。また、その結果を当基金の最終の受益者である加入者・受給権者に定期的に報告します。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるよう求めるとともに、活動の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表することを求めます。また、当基金は、運用機関のスチュワードシップ活動の状況を適切に判断する実力を備えるよう努めます。

原則 8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

以 上